役員等の報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熱田福祉会(以下「法人」という)の理事、 監事、評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)の報酬および 費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等に対して、報酬は支給しない

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、またはその他の会議に出席するための費用を弁償する。
- 2 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。
- 3 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交 通費の実費額とする。

ただし、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席した場合は、名古屋市内在住者については1回1,000円、名古屋市外在住者については1回2,000円を弁償する。

4 宿泊料は、職員の旅費規程に準じて支払う。

(改 正)

第3条 この規程の改正については、定款第9条及び第23条に基づき、理事会の議決を要する。

付則

- この規程は、2017年6月16日から施行する。
- この規定は、2021年3月26日から施行する。